

第三三五条の二(電子提供措置) 株式会社は、取締役が株主総会(種類株主総会を含む)の招集の手続を行うときは、次に掲げる資料(以下この条において「株主総会参考書類」という。)の内容に関する情報について、電子提供措置(電磁的データの提供)を行うことができる。

第三三六条(株主総会以外の機関の設置) 株式会社は、一人又は二人以上の取締役を置くなければならない。 株式会社は、定款の定めによつて、取締役会、会計参与、監査役、監査役会、会計監査人、監査等委員会又は指名委員会等を置くことができる。

第三三七条(取締役等の設置義務等) (取捨役員等の設置義務等) 次の掲げる株式会社は、取締役会を置くなければならない。 一 監査役会設置会社 二 監査等委員会設置会社

第三三五条の二(電子提供措置) 株式会社は、取締役が株主総会(種類株主総会を含む)の招集の手続を行うときは、次に掲げる資料(以下この条において「株主総会参考書類」という。)の内容に関する情報について、電子提供措置(電磁的データの提供)を行うことができる。

重要改正 会社法改正 (令和元年12月公布) に対応。 改正前規定の注記あり!! 電子提供措置は、株主総会招集の通知を電子で送ることも可能。 倍線が引かれているので…… 改正条がすぐわかる!

第三三七条の二(監査役会設置会社) 監査役会設置会社及び指名委員会等設置会社(監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く)は、監査役を置くなければならない。ただし、公開会社でない会計参与設置会社については、この限りでない。

改正条もすぐわかる! 会社法改正にも対応



会社法

会社法